



国土を整え、全力で備える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

建設企業の皆様

公表

平成31年 1月15日

「社会保険加入促進宣言企業」を公表します

～島根県における建設企業の社会保険加入推進に向けた取組状況～

島根県内の建設企業による社会保険加入を地域レベルでの取り組みとするため、昨年11月28日から募集していました「社会保険加入促進宣言企業」※1の第1回取りまとめ結果（今年1月8日現在）を公表します。

宣言いただいた企業は、48社となりました。また、企業のリストは、別紙の通りです。

今後も「社会保険加入促進宣言企業」の受付は継続していますので、社会保険加入推進に向けたこの取り組みにご賛同いただける建設企業の皆様におかれましては、下記をご参照のうえ、宣言書をお寄せ下さい。

なお、宣言いただいた企業の名称等は、随時中国地方整備局のホームページ※2にて公表することを予定しています。

※1. 昨年11月27日に開催された「島根県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された“社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準”を元請・下請のそれぞれの立場において守ることを宣言書にて宣言し、中国地方整備局に宣言書の写しを提出いただいた建設企業をいいます。

※2. 中国地方整備局建政部のページにて公表することを予定しています。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/>

《参考：宣言について》

1. 募集の対象者：島根県内に拠点を置く建設企業
島根県内での施工実績を有する建設企業
※法人であるか、個人であるかは問いません。また、建設業団体に所属しているか否かも問いません。
2. 宣言方法：別紙の「宣言書」に日付、会社名、代表者名、所在地をご記入のうえ、**下記送付先宛てにFAX**をお願いします。

<問い合わせ・送付先>

建政部 計画・建設産業課 森本、大田

TEL 082-221-9231（代表：平日・昼間）

FAX 082-511-6189（直通）

社会保険加入促進宣言企業 (平成31年1月8日現在)〔 島根県建設業社会保険加入推進地域会議 〕

※表中の企業名は、50音順に表示。

行	企業名	代表者	所在地
ア	(有)石橋工務所	取締役 森田 憲幸	隠岐郡隠岐の島町布施639-2
	出雲土建(株)	代表取締役 石飛 裕司	出雲市知井宮町138-3
	今井産業(株)	代表取締役 今井 久師	江津市桜江町川戸472-1
	今岡工業(株)	代表取締役 今岡 余一良	出雲市塩冶神前2-8-16
	(株)今岡興産	代表取締役 今岡 裕統	出雲市稗原町149-4
	岩成工業(株)	代表取締役 岩成 健治	出雲市大社町杵築西1892
	大畑建設(株)	代表取締役社長 大畑 勉	益田市大谷町36-3
	(有)岡田工務店	代表取締役 岡田 泰幸	浜田市三隅町西河内623-2
カ	カナツ技建工業(株)	代表取締役 金津 任紀	松江市春日町636
	(株)金田建設	代表取締役社長 金田 隆徳	隠岐郡隠岐の島町港町大津ノ二・13-4
	(有)嘉村建設	代表取締役 嘉村 栄二	出雲市宇那手町355
	(株)神田工業	代表取締役 神田 光夫	出雲市神門町1052-1
	(株)鴻池組 山陰支店	執行役員支店長 井戸内 義文	松江市殿町516
	幸陽建設(株)	代表取締役 持田 幸治	松江市浜乃木3-3-12
	幸和建设(株)	代表取締役 周藤 浩二	雲南市木次町新市176
	(有)コタニ	代表取締役 鍛冶 知之	松江市鹿島町御津670-5
サ	山陰建設工業(株)	代表取締役 磯田 真左一	出雲市神西沖町2334-3
	(株)サンクラフト	代表取締役社長 中垣 健	浜田市熱田町1598
	(株)真幸土木	代表取締役 片寄 敏朗	松江市古志原6-15-41
	(有)セーフティメンテナンス	代表取締役 浜崎 晃	隠岐郡隠岐の島町上西雨来20-1
	(有)石西建設	代表取締役 三輪 知広	益田市安富町1571-1
タ	大福工業(株)	代表取締役 福代 明正	出雲市枝大津町2-7
	高橋建設(株)	代表取締役 高橋 宏聡	益田市遠田町3815-1
	(株)タキモト建設	代表取締役 瀧本 泰隆	隠岐郡隠岐の島町上西池ノ奥23-1
	(有)タチバナ産業	代表取締役 齋藤 功一	隠岐郡隠岐の島町岬町池ヶ床139
	中国道路(株)	代表取締役社長 大畑 勉	益田市大谷町37-2
	徳畑建設(株)	代表取締役社長 徳畑 信夫	隠岐郡隠岐の島町飯田津ノ井18
ナ	内藤建設工業(株)	代表取締役 内藤 祐馬	出雲市大津町585
	(株)中筋組	代表取締役 中筋 豊通	出雲市姫原町293
	西ノ島建設(株)	代表取締役 松尾 利徳	隠岐郡西ノ島町美田3576-1
	日本電設工業(株) 中国支店	執行役員支店長 村上 正夫	広島市東区二葉の里1-1-42
	(株)庭の川島	代表取締役 多々納 敏	松江市菅田町218
	(株)野村水道工業所	代表取締役 野村 竜平	隠岐郡隠岐の島町栄町180
	(株)ノリコー 宍南ダイア	代表取締役 高橋 修一	松江市東出雲町意宇南2-5-2
ハ	(有)花岡組	代表取締役 稲葉 良一	隠岐郡隠岐の島町中村1533
	ヒカフ工業(株)	代表取締役 福田 美樹	出雲市斐川町沖洲922
	(有)平井工業	平井 利和	隠岐郡隠岐の島町城北町271
	(株)フクダ	代表取締役社長 長岡 秀治	出雲市斐川町沖洲1080
	(株)平成建設	代表取締役 村上 菊美	隠岐郡隠岐の島町岬町池ヶ床138-1
	(株)ホクト	代表取締役 平井 司	松江市八幡町340-4
	(有)細貝組	代表取締役 細貝 義雄	雲南市大東町東阿用111-1
マ	松江土建(株)	代表取締役社長 川上 裕治	松江市学園南2-3-5
	まるなか建設(株)	代表取締役 中筋 廣昭	松江市玉湯町布志名767-52
	(株)毛利組	毛利 栄就	浜田市熱田町1461

社会保険加入促進宣言企業 (平成31年1月8日現在)〔 島根県建設業社会保険加入推進地域会議 〕

※表中の企業名は、50音順に表示。

行	企業名	代表者	所在地
	(株)森確設備	代表取締役 森 清次	隠岐郡隠岐の島町栄町203
ヤ	安野産業(株)	代表取締役 安野 伸路	益田市高津7-6-10
	(株)吉崎工務店	代表取締役 吉崎 博章	隠岐郡隠岐の島町東郷亀尻5-1
ワ	若林建設(株)	代表取締役社長 若林 豊	松江市西津田2-1-24

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

宣言書

『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』

元請企業として

1. 工事を受注する際には、施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと
2. 下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
3. 施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること
4. 下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
5. 下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

下請企業として

6. 工事を受注する際には、必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと
7. 労働者である社員と請負関係にある者を明確に区分し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること
8. (再下請に出す場合)下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること
9. (再下請に出す場合)下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること
10. (再下請に出す場合)下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと
11. (再下請に出す場合)下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成30年11月27日開催の「島根県建設業社会保険加入推進地域会議」において採択された『社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準』を遵守することを宣言します。

平成 年 月 日

会社名

代表者名

所在地